承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―614	HAMMEL V B450―10.10	オカダアイヨン株式会社	大阪府大阪市港区海岸通四丁目１番18号
ＮＳ―615	MORBARK M20R TRACK	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年二月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十三年三月十七日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―616	Normet Utimec LF 500 T DEU-TZ	Normet Corporation	Ahmolantie 6, FI―74510, Iisalmi, Finland
ＮＳ―617	Normet Utimec MF 500 T DEU-TZ	〃	〃
ＮＳ―618	Normet Utimec LF 600 T DEU-TZ	〃	〃
ＮＳ―619	Normet Utimec LF 600 A DEU-TZ	〃	〃
ＮＳ―620	Normet Variomec LF 090 D DEUTZ	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第五十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十二項の規定に基づき、キャタピラー・ソリューション・エンジニアリング株式会社から、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十三年三月十七日

経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

１．変更する承認事業者の名称

新	旧
キャタピラー・ソリューション・エンジニアリング株式会社	キャタピラー・スペシャル・プロダクト株式会社

２．変更年月日

平成22年11月１日

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第９５５号

堺市堺区松屋町２丁33番地
債務者　音田　直俊

1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　峰義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３号

福岡県みやま市瀬高町小川1250番地１
債務者　小松　達也

1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第４号

福岡県みやま市瀬高町小川1250番地１
債務者　小松　清美

1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　一明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号

秋田市泉中央四丁目26番２号　石川達郎方
債務者　石川　達士

1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荘司　昊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１６号

神奈川県大和市西鶴間１丁目22番15号
債務者　山口　有香

1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　保夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号

山梨県南アルプス市小笠原1599番地２
債務者　川崎　元雄

1　決定年月日時　平成23年３月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１号

大津市一里山１丁目22番13号、前住所大津市月輪３丁目９番44号
債務者　旅行代理店イマジンこと　中山　康三

1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　大俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大津地方裁判所民事部